

食肉への破損注射針の残留 にご注意ください！

6月に1件、7月に1件と立て続けに管内と畜場で食肉への破損注射針の残留が判明しました。注射針は複数頭の乳廃用牛がと畜された後の食肉加工段階で発見され、個体の特定はされませんでした。管内での治療時に注射針の破損・残留が生じた可能性が濃厚です。



【残留事故防止のポイント】

- ・注射をする際は家畜の保定を確実に
- ・曲がった注射針は使わない
- ・注射針の破損を確認したら速やかに除去を

【注射針が残ってしまったら（可能性も含め）】

- ・注射部位をマーキングし、出荷時まで識別！
- ・飼養者には出荷先等に残留の情報を伝えるよう説明！

※と畜検査申請に関して

注射針が残留した牛を出荷する場合、と畜検査申請時に残留部位を報告(マーキング)してください。

また、牛では概ね直近3か月の「病歴」、「動物用医薬品等の使用歴」を申告する必要があります。生物学的製剤である「ワクチンの使用歴」についても申告をお願いします。

発熱等の注射反応が起こりやすい期間として、ワクチン接種後20日間はと畜場への搬入を控えるよう求められることがあります。